令和3年度第2回公契約審議会意見

委員名

(1) 熟練労働者(条例第7条第1項第1号に規定する額)について 公共工事設計労務単価(東京都)[前年度の10月1日現在]÷8時間×90%とすることについて
公共工事設計方榜単価(東京都/[前牛及の10月1日現任] 〒6時間~90%とすることに がじ

その他
<u>ご意見</u>
(2) 熟練労働者以外(条例第7条第1項第2号に規定する額)
<u></u>
(案1) 前年度と同額の考え方(据え置き)に賛成
(案2) 前年度の審議会と同様の考え方に賛成 →
(案3) 平成27年度審議会と同様の考え方に賛成
ご意見
(3) 熟練労働者と熟練労働者以外の割合について
職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上を熟練労働者とし、20%未満を熟練労働者以外とす。
**
その他
ご意見

2	業務委託・指定管理の労務報酬下限額について (1) 個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額(条例第7条第1項第2号に規定する額)にて 業務の質や安全性を確保する観点を重視した設定とする方法とすることについて	ついて
	黄 成	
	その他	
	ご意見	
	(2) 個別に労務報酬下限額の設定を行ったもの(条例第7条第1項第2号に規定する額)について	
	(2) 画別に刃物報酬「収録の設定を1] りたもの(未例第7条第1項第2号に規定する機力とりいて ご意見	
	こ思元	
2	_その他	
<u> </u>	<u>ている</u> 全体を通してのご意見、ご質問	

恐れ入りますが8月31日(火)までに koukeiyaku@city.tama.tokyo.jp へご返送をお願いします。